

様式 1

## 助成金申請書兼確認書

年 月 日

下記事項は休眠預金等活用事業において共通に求められる内容です。内容をご確認の上、「内容を確認しました」欄にチェックを付けた上で、ご署名・押印しご提出ください。

- 欠格事由に該当しないことの誓約
- 業務に関する確認
- 重複申請に関する誓約
- 自己資金・民間資金に関する誓約・申請
- 提出書類に関する誓約
- 情報公開に関する確認

---

特定非営利活動法人エティック  
代表理事 宮城 治男 殿

住所  
団体名  
代表者氏名 印  
法人番号

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成 28 年法律第 101 号)に基づき実行団体として助成を下記のとおり申請します。

なお、申請にあたっては次の内容に相違ないことを確認します。この確認等に虚偽があり、又は反したことにより、選定の取消等が行われることとなっても異議は申し立てません。

### ◆欠格事由に該当しないことの誓約

当団体は、下記1から 3 のいずれにも該当しないことを確認し、将来においても該当しないことを誓約します。

また、反社会的団体との関連が認められるなど資金分配団体が必要と判断した場合には、提出した役員名簿上の個人情報をご提供することについて同意します。

1. 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成 28 年法律第 101 号)」(以下「法」という。)第 17 条第 3 項に掲げる団体で、次のいずれかに該当するもの
  - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
  - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
  - (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする

団体

- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。(5)において同じ。)
  - (5) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
  - (6) 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
2. 指定活用団体の指定、資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
3. 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
  - (2) 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成28年法律第101号)の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

※上記事項を団体において確認した際の根拠資料(例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等)がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

内容を確認しました

**◆業務に関する確認**

当団体は、実行団体としての助成の申請を行うに際し、事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないよう、次のとおりであることを確認します。

- 1. 実行団体に選定された後の当団体の役員構成が、以下の要件に該当し、助成対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
  - (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと(監事についても同様)。
  - (2) 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと(監事についても同様)。
- 2. 当団体は、実行団体に選定された後において、社会的信用を維持する上でふさわしくない業務、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある業務は行わないこと。
- 3. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況

※1 申請の日の属する事業年度に、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとして行政機関から受けた指導、命令等(書面によるものに限る。)に対する措置状況を記載してください。また、当該事業年度以前に受けたものでまだ改善がなされていないものも記載してください。

※2 該当がない場合には、「該当なし」と記載してください。

※3 上記事項を団体において確認した際の根拠資料(例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等)がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

内容を確認しました

#### ◆重複申請に関する誓約

当団体は、実行団体としての助成の申請を行うに際し、次の1から3のいずれにも該当しないことを確認し、将来においても該当しないことを誓約します。

1. 本申請の事業と同一の事業について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成28年法律第101号)に基づく他の資金分配団体の公募に申請しないこと
2. 国又は地方公共団体から補助金又は貸付金(ふるさと納税を財源とする資金提供を含む)については、本事業の助成と同一の費用に対する重複した資金の交付を受けないこと
3. 本事業と同一事業について他の助成財団からの助成等を受ける場合は、本事業の助成と同一の費用に対する重複した資金の交付を受けないこと

内容を確認しました

#### ◆自己資金・民間資金に関する誓約・申請

当団体は、実行団体としての助成を申請するに際し、事業に係る経費の20%以上は自己負担分として、自己資金又は民間からの資金を確保する原則について理解し、申請致します。また、自己負担分についての特例申請の有無については以下の通りとなります。

事業に係る経費の20%以上とする自己負担分についての 特例申請の有無 (特例については公募要領「6. 助成方針等」(3)参照)	有・無
---	-----



以下、特例申請「有」の場合のみ記入

希望する自己負担比率	2020年度	%
	2021年度	%
	2022年度(原則20%以上)	%
申請理由及びその根拠となる補足説明		

※ 記入欄に限りがありますので、詳細な補足は事業計画書の別添資料として作成してください。

内容を確認しました

**◆提出書類に関する誓約**

当団体は、実行団体としての助成を申請するに際し、規程類に含める必須項目について、公募要領別添2で○の項目については特定非営利活動法人エティックと当団体との間の資金提供契約締結前までに、△の項目については契約期間中に提出することを誓約します。

内容を確認しました

**◆情報公開に関する確認**

当団体は、実行団体としての助成の申請を行うに際し、次の事項が特定非営利活動法人エティックのウェブサイトで公開されることを承諾いたします。

1. 募集期間終了時…「団体名」「所在地」「申請した事業の名称及び概要」
2. 当団体が実行団体として選定された場合…「団体名」「選定された事業の名称及び概要」「選定過程」「選定結果」「選定理由」「選定された事業の助成額の総額及び内訳並びにその算定根拠」

また、特定非営利活動法人エティックのプライバシーポリシーに同意します。

(<https://www.etic.or.jp/privacy>)

内容を確認しました

以上